

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2026年6月26日

【会社名】 株式会社ウチヤマホールディングス

【英訳名】 UCHIYAMA HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 山本 武博

【本店の所在の場所】 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

【電話番号】 093(551)0002(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部部长 川上 哲緒

【最寄りの連絡場所】 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

【電話番号】 093(551)0002(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部部长 川上 哲緒

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の減少を行うものです。これにより、財務体質の強化を図り効率的な経営を推進するとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性の確保を目的としております。

なお、発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、1株当たり純資産額に影響はありません。

1. 減少する資本金の額

2026年5月20日時点の資本金の額2,222,935,560円のうち2,122,935,560円を減少し、100,000,000円とします。なお、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金として処理します。

2. 資本金の額の減少の方

法払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額2,122,935,560円をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年7月28日（予定）

第2号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額97,288,460円

ロ 効力発生日

2026年6月26日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山本武博、二村浩司、窪田康二郎および川村謙二を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、吉岡信之、神尾康生を選任する。

第5号議案 退任取締役に対する創業者特別功労金贈呈の件

故内山文治氏は、1971年に当社グループの前身である内山ビル株式会社を創業し、以来55年の長きにわたり経営を担い、当社グループの発展に多大な貢献を果たしてまいりました。当社は同氏の創業時からの功績と在任中の労に報いるため、創業者特別功労金として300百万円を贈呈することとし、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	152,792	1,118	0	(注)2	可決 99.27
第2号議案 剰余金の処分の件	153,019	891	0	(注)1	可決 99.41

第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）4名選任 の件						
山本 武博	152,610	1,300	0	(注)3		99.15
二村 浩司	152,561	1,349	0		可決	99.12
窪田康二郎	152,593	1,317	0			99.14
川村 謙二	152,553	1,357	0			99.11
第4号議案 監査等委員である取締役2 名選任の件						
吉岡 信之	152,357	1,563		(注)3		98.98
神尾 康生	152,656	1,264			可決	99.18
第5号議案 退任取締役に対する創業者 特別功労金贈呈の件	150,491	3,425	0	(注)1	可決	97.77

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。